平成２９年１１月　第１２回議会改革活性化推進特別委員会

平成２９年１１月２８日（火）

○議事日程

（１）課題整理について

（２）その他

○出席委員

委員長	１０番	山　崎　　仁　君	副委員長	５番	芳　賀　芳　夫　君
	１番	岸　　徹　也　君		２番	小　川　ひとみ　君
	３番	加　藤　三　明　君		４番	向　井　孝　一　君
	６番	徳　田　栄　邦　君		７番	日　置　紳　一　君
	８番	村　上　忠　弘　君		９番	川　上　絹　子　君
	１１番	上　村　義　雄　君		(議長	村　瀬　　廣　君)

○欠席委員（０名）

○出席事務局職員

議会事務局長	成　田　光　康　君
議会事務局係長	佐　藤　直　樹　君

開議　１３時３０分

◎委員長挨拶

○委員長（山崎　仁君）　皆さん、こんにちは。

議会改革活性化推進特別委員会も、いよいよ大詰めであります。

前回の特別委員会では、議員定数、報酬等についての考え方をお示しいただきました。

今回は、その続きということになりますけれども、慎重な審議の上、協議、結果を出していただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会の宣言

○委員長（山崎　仁君）　只今の出席委員は１１名で定足数に達しておりますので、第１２回議会改革活性化推進特別委員会を開会いたします。

始めに議題１、課題整理についてを議題といたします。

前回の中では、議員定数、議員報酬等について、ご協議をいただきました。

一定程度の方向性が出たというふうに認識をしております。

本日は、そののちに協議をいただいた常任委員会の在り方、これはおそらく政務活動費、それから議員研修の充実強化、それらも関連するものと思われますので、この３つを併せてご協議をいただきたいと思います。

そののちに、町民会議、住民会議の在り方、更に議会中継、議会モニター制度、町民の皆様と大いに関わるような部分の課題を整理してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

お諮りをいたします。只今、委員長が皆さんにお話をさせていただいた進めでよろしいですか。

（「はい」の声あり）

それではそのように進めて行きたいと思います。

それから、前回もそうでありました意見交換、協議をするうえでは、休憩をしながら休憩の中で討議をしていただく、そういう進め方で考え方はよろしいですか。

（「はい」の声あり）

それでは討議のための休憩をし、その中で常任委員会の在り方、政務活動費、議員研修の充実強化の課題整理を行って行きたいと思います。

討議のため、暫時休憩をいたします。

休憩　１３：３３

開議　１４：５９

○委員長（山崎　仁君）　それでは討議のための休憩を打ち切り、会議いたします。

討議をいただきました。大変多くのご意見をいただき、これからの改選後の議会の

在り方、委員会の在り方、いろいろ協議をいただきました。

その中では、やはり今金町議会として改選後、想定される大きな事業、それからいままで１２年間、二常任委員会でやってきたことに対する反省、これらも含めて改選後には、一常任委員会で一丸となった常任委員会運営をされるほうが望ましいという、こういうまとめにしてよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（山崎　仁君）　それではそのようにまとめさせていただきます。

常任委員会の在り方でありますから、所管常任委員会は１となります。

他に複数所属が可能ということで、広報発行常任委員会があるわけですけれども、この位置付けを再度決定をいただきたいと思います。

というのは、以前、複数所属がダメだということでは、一常任委員会に所属という規定の中で、広報発行特別委員会が設置をされておりました。基本条例を制定する前後において、広報委員会はそれぞれ独自の紙面づくりをされてきた。町民にインタビューをして意見をもらい、それを紙面に載せて、町民を巻き込んだような取り組みがされたので、複数所属が可能なので、じゃあ、常任委員会にしましょうという、こうなった経過があります。

改選後において、広報発行委員会を設置するにしても、常設なのか特別委員会なのか。

特別委員会が常任委員会に昇格した理由はそういうことであります。

独自の紙面づくりがされた。いまされていないとか、そういうことよりも、そういう独自のものがそのあとやってもらうようにしなければならない。

常任委員会ということを考えれば。その辺のところの考え方を出していただければ。

日置委員。

○７番（日置紳一君）　確か木古内町でしたよね、特別委員会でやっていたの。任期がどのくらいか聞いたら２年とかっていう話だったんですけども、長いですよね。特別委員会で任期が２年とかってなれば、普通の常任委員会にして２年交代にするなり、一常任委員会になったんで今度、広報常任委員会制をとって２年ごとに代えるとか。メンバーを代えるとか。そんな方法もあるのかなと思いますけど。

○委員長（山崎　仁君）　暫時休憩いたします。

休憩　１５：０４

開議　１５：１４

○委員長（山崎　仁君）　休憩を打ち切り、開議いたします。

常任委員会でありますけども、広報発行常任委員会については、今後、色んな町の課題等があるのを、議会と町民とを結び付けるということでは大変重い使命を担っていただいております

改選後にあっては、定数５、任期２年ということで、全員が広報に関わるという。

正副議長を除く全員が関わるということ。それから常任委員会を特別委員会とするということで決定してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（山崎　仁君）　ではそのように決定をしたいと思います。

それから次の政務活動費と議員研修の充実強化であります。

ここはいかがいたしますか。

まず議員研修をする。いわゆる議員の資質向上のために政策提案に結びつくか、そうでないかは別にして、議員の資質向上のために政務活動費を使う。

使い方は各自責任を持って、議会の決めに従ってもらうということは可能だということで。採用するかどうか。

いわゆる研修については、いままで通りなのか、政務活動費にするのか、色んな考え方があろうと思いますけど。

徳田委員。

○６番（徳田栄邦君）　この間ちょっと議長とも話したんですけれども、３０年度に向けて、檜山管内の報酬の改定というものをそろそろ議題に上げて良いんじゃないのかっていう話から、１月の議長会で、うちの議長から１つ皆さん方に提案してみるというふうに言っておられましたけども、当面、いまここで議員報酬をすぐ改定になるかというと、そうはいかない。いろいろな議論があるわけですから、できれば議員報酬の値上げまで行ってほしんですけど、そうならない段階において、やっぱり報酬の補完というわけではないですけれども、一応、政務活動費をいただいて、それを政策提言に結びつけるような活動をするような、そういうことの使い道を特化して行けば良いだけの話でありますから、次期改選期からは政務活動費をいただくという方向で１つもっていっていただきたいと思いますけども、いかがですか。

○委員長（山崎　仁君）　いま、政務活動費を採用しようというご意見がありました。

ちなみに管内の政務活動費の状況を事務局より説明いたさせます。

局長、成田君。

○事務局長（成田光康君）　管内の政務活動費で採用しているところにつきましては、せたな町議会と上ノ国町議会、この２つの議会で政務活動費を導入しております。

因みに各町とも政務活動費の金額は、月額１０，０００円となっております。

○委員長（山崎　仁君）　月額１０，０００円をせたな町、上ノ国町では支給をいただいていることであります。

いま前段、徳田委員から色んな管内の状況やら現状をご意見としていただきましたけれども、これは法律で定めのあるものであり、採用するかどうかはその町の考え方ということでありますから、いま言われるような話がもし多く出れば、これは政務活動費をいただきながら、自由に議員研修も行けるということであります。

いままで自前で購入をしていた本等も、これをもって書籍も購入することができる。

使い方さえ明確にすれば良いということであります。

他、ご意見があれば伺います。いかがですか。

向井委員。

○４番（向井孝一君）　政務活動費については、過去にも議題としてあげて、色んな議論がありました。

確かに言っているように、自由に使える金ではあるけれども、収支報告書という部分については非常に厳しい条件が付いている。

このことをやっぱり私は念頭に置きながら慎重に議論していただきたい。

せたな町も確かにやっていますけども、何も使わないで３人の方が返納をしているという状況もありますので、私は例えば議員研修部分については、従来のやり方の方が提案、立案をしてやるという部分については、従来通りの方で対応した方がよろしいかなと思いますので、政務活動費については、私は今回は反対です。

○委員長（山崎　仁君）　いかがですか。他、ご意見があればうかがいます。

徳田委員。

○６番（徳田栄邦君）　政務活動費をもらったから所管事務調査はできないというものではないと思うんですよ。

それはそれとして、私は別物だと思うんですけれども、いかがですか。

○委員長（山崎　仁君）　これはここで決めるものですから。

考え方はここで決めるんですから、ご意見をどんどん出してもらって、私は結構だと思います。

それから報告書が難しいような話もありますけど、政務に使うものでありますから、ただまとめておけば良いものであって、領収書を添付すれば良いだけの話です。

いままで問題になったのは、それらを正しく行わなかったからダメだという話で。

いかがですか、この件に関して。

岸委員。

○１番（岸　徹也君）　いままで私費で様々図書等購入していたものが、そういったものが政務活動費で支出ができるということに関して言えば、私は大変これはありがたい話だなと同時に初めてそういう、まだ分かりませんけれどもいただくということになれば、私も先程運用の話もありましたけれども、報告書も含めて分からないこともありますので、そういった研修なんかもしっかりと対応していただければ問題がないのかなというふうに考えます。

○委員長（山崎　仁君）　他、ご意見があれば。いかがですか、政務活動費について、政務活動費と議員研修。

仮に、徳田委員から発言があったように政務活動費もいただきながら、議員研修も同時に要望して行くと。

皆さんがそういう思いであれば、理事者側とのすり合わせをすれば良い話だと思うし、議員研修は政務活動費で行うからそれはいいよといえば終わる話です。

ただ政務活動費という制度があるんだけれども、その制度が使えないからということよりも、うんと活用することを考えていただいた方が良いのかなという気もします。

いかがですか。

徳田委員。

○６番（徳田栄邦君）　自治法上で権利として与えられたんですよ。

これをいままでは、使い方が分からないからと言うのと、やっぱり道議会みたく月額６０万とか、大きい金額をもらっているところというのはやっぱり使い道に困るんですよね、逆にね。

だから色んな名目をつけてやっていることが、オンブズマンに引っ掛かって問題視されているんであって、月額１０，０００円ですと大したこともできないと思うんですよ。

ただ、やりたいことは今度できるわけですから、それを有意義に活用して、それを議員会辺りで中心になって、どういう使い方だったらできるのか、その辺全員で話し合って、じゃあ、こういう使い道にしましょうという。

いわゆる使い道がきちんとしていれば、町民から何も言われないと思いますので、私は堂々ともらうべきだというふうに考えます。

○委員長（山崎　仁君）　いかがですか。採用すべきじゃないというご意見もありますけども、採用するべきというご意見もあります。

向井委員。

○４番（向井孝一君）　基本条例の中では、議員研修の充実強化の中で、自らの企画立案によって議員研修の実施とその結果報告ができるというふうになっているで、いままでこの平成１９年から１２年間このスタンスでずっとやってきて、不合理な部分と言うのは、私は感じなかったんですよね。

行政の方で我々がこの説明を受けた段階では、毎年でも良いと言うような言い方も最初はしていたんだけども、理事者の方ではそれは中々毎年本州に行って良いのかっていうことになると、それはまずいよと。

しかしながら、この政務活動費と言うのは確かに国が法律化して決めた部分で、使えるという部分では確かに権利はあるんですよ。

しかしばがら、全国的に見て、いま政務活動費の在り方というのが逆に問われている時期でもあるので、我々はやはり今回は継続にしてきちんともう少し政務活動費の内容等をきちんと勉強して行かないと、ここでやる、やらないという結論を出すのは、私は時期尚早かなと思うので。

○委員長（山崎　仁君）　向井委員、常任委員会の在り方、それから今回の政務活動費、議員研修、この課題が出てきた中では、先程も申し上げましたけども、少しくらい所管が外れても良いだろうということが切っ掛けだったんです。

議運でも非常に混乱した場面があった。

そういうことを考えれば、それは課題として出てきた話です。

で、一常任委員会が望ましいだろうということに先程なったわけです。

更に、課題となる所管を超えても行けるんだ、こういうことが切っ掛けであったこの議員研修と政務活動費についての、ご意見をいただいているわけですから。

基本条例に載っているものでも、都度、都合が状況を変えなければならないものが

あれば、見直しをするということは、規定として載っているわけですから、そこに載っているものは、いま基本条例にあるものは見直しが可能ですから。

そこのところはご理解いただきたいと思います。

向井委員。

○４番（向井孝一君）　私の意見としては、今回は見送るべきだというのが私の思いですよ。

○委員長（山崎　仁君）　徳田委員。

○６番（徳田栄邦君）　先程も言ったように、政務活動費で問題になっているのは、政令都市だとか、道会委員だとか、市会議員だとか、いわゆる月額何十万ももらっているところが問題視されているのであって、町村の政務活動費でいま問題になっているとこというのは、私聞いたことないんですよね。

福島でも政務活動費もらっていますし、有効に使っているようですし。

要するに使い道がどうなのかということが問われるだけの話しなので、そこだけの運用さえ誤らなければ、私は別段問題はないと思いますけどね。

○委員長（山崎　仁君）　暫時休憩いたします。

休憩　１５：３２

開議　１５：５２

○委員長（山崎　仁君）　休憩を打ち切り、開議いたします。

休憩前に議員研修と政務活動費について、ご意見をそれぞれいただきました。

積極的に取り入れるべき、それからそうでない方、まだご意見があればお伺いをいたしますが、いかがですか。

日置委員。

○７番（日置紳一君）　政務活動費、個人で先程、村上委員の質問の中で、個人ごとに報告書を出すという話でしたけども、これあれですよね、使わないで返した人は仕事をしていないというふうに取られかねませんよね。

個人個人でやるというのは、そのくらいのことは自分側の報酬の中でそ、のくらいはやって良いのかなとやっている人が、これをいただいても使わないで返した場合には、仕事をしていないととられた場合、大変不利益を被るというような気がするので、もしやるのであれば、毎年１回しか行っていない研修会とかを、毎年これを使って行くんだとか、そういうふうに全員でやるなら良いけど、個人個人の場合はちょっと１０，０００円をもらって、そういう批判をされるというのは私はちょっとね、割に合わないかなという気もしますので、使い方を考えていただければというふうに思います。

○委員長（山崎　仁君）　政務活動費と議員研修についてであります。

他、ご意見あれば。いま色んな懸念する声もあるわけですけれども。

他、ご意見ありませんか。

なければ考え方をまとめたいと思いますが、積極的に導入する、しない、ご意見両論あります。

この件に関しては、以前から調査を継続するということでここまできております。

更に、継続という表現の仕方が良いのかどうか分かりませんが、この特別委員会の報告としては、具体的な取り組みについて調査を継続すれと。

いわゆる議運が望ましいのかなと思うんですけれども、議運で具体的な内容、もう一度調査をしながら、全議員で協議をし、３月までに考え方をまとめ報告するという流れ。

いま急な話で議論もまだ進まないような気もしますので、委員長としてはそういう報告にしたいと思うんですけども、いかがですか。

１２月の報告は政務活動費、それから議員研修については、より具体的な内容について議運で調査をすることが望ましいという報告。

いかがですか。よろしいですか、それではこの件に関しては、議運で継続して協議をしながら、来年の３月定例会までに全議員の協議を経て本会議で報告するという、採用するとすれば報告すると。採用する、しない、いずれにしても３月議会で報告すると言うことになろうかと思います。

そういう捉え方でよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（山崎　仁君）　それではそのように決したいと思います。

次に町民会議、それから議会中継、議会モニター制度、町民と接する部分での考え方であります。

まず、この３点について、それぞれご意見があればお伺いをしたいと思います。

町民会議、住民会議については、もう既に１０年実施をしております。

今年が１１年目でありますが、これを踏まえて今後どうあるべきか、それから議会中継、それから議会モニター制度、街角カフェ、いろいろ視察をしてまいりました。

これらを含めてご意見があればお伺いをいたします。

身近なところというか、課題としてあったのが議会中継なんですけども、隣、せたな町もそうですし、木古内町でも実績があるようです。

ユーストリームを活用した議会中継ということですけれども、多額な費用が必要なような話も聞いておりますけれども、まず議会として議会の姿勢として、この議会中継を取り入れる考えがもてるかどうか。いかがですか。

いまはDVDの貸出をして、本会議ののちに見るという、ライブでは見られないということですから。

一部町民の中には、ライブ中継をしてくれという声もあるやに聞いております。

ライブ中継、議会中継をした方が良いのか、しない方が良いのか、した方が良いのであれば、それでは具体的にどうするんだという。

そのあとに、その予算がどのくらいかかるか、いろいろ協議しなければならない問題ですけれども。いかがですか。

向井委員。

○４番（向井孝一君）　せたな町のように、光が入っている地域は良いとして、今金町の場合は、特定の地域しかまだ光は入っていませんよね。

そういう中で、議会としても町民の要望というのが、どの程度あるのかという調査はしていませんのでね、何らかの形でそういう希望する人が何人いるのかという、基本的な数字を使わないで議論をしていっても、何か中途半端なことになるような気がするので、どっかの時点で、そういう例えば議会のモニター制度を利用しながら、本当に議会活動に対して町民が、どの程度、要望があって興味を示しているのかということは、何かの機会で私は捉えるべきじゃないかなと。

そのあとで、本格的に本当にこの議会中継をすべきなのかという、そういうプロセスを経た方が良いのかなという気がします。

○委員長（山崎　仁君）　向井委員、これは議会の姿勢なんですよ。

先程言いましたように、光が入っているか、そうでないかじゃなくて、議会の姿勢として公開するということを考えるんですかということ。議会の姿勢として。

公開をするということで話が出たら、じゃあ、環境はどうなんですかということになってくる。

向井委員。

○４番（向井孝一君）　ですから、そのためには議会として取り組むために、本当に町民がそういう要望が何件あるんだという調査をしていかないと、私はまずいと思うんですよ。

姿勢は常に今金町議会は基本条例で謳っているように、開かれた議会を目指しているわけですよね。

そのことには何の異論もないんです。ただ、その方法としてDVDの貸出もしていますけども、残念ながら私もたまに借りて行くんですけど、特定の人しか借りて行っていないのが現状ですよ。

○委員長（山崎　仁君）　重ねて申しますけれども、議会の姿勢として議会のライブ中継をするかしないかということのいま意見を聞きたいわけです。

このことは、町民から中継をすれという意見が出るかどうか、声を聞けというは話ですけれども、その話だとこれは結論は出ましたけれども、議員定数は町民の声を聞けと、これと一緒になってしまう。

議会の姿勢がこうなんだということで定数を決めていただいた。

そしたら同じように、いまの議会中継も、議会の姿勢として中継をする気持ちはありますよ、このことが出るかどうかということです。

まずそのことをお聞きしているんです。

見る人がいるかいないか、それから環境が整っているかどうかというのは、公開するのかしないのかってことが決まった次の段階に出てくる。

そういうふうに１つずつ分けていかないと、全部一緒になってしまうような気がする。

議会の中継を検討するんですか。

日置委員。

○７番（日置紳一君）　DVD で全部録画しているわけですよね。

それを町民全員が借りて行ったら、全員が見るわけですから中継されて困ることは全くないと思います。

ただそれが傍聴に来たり、DVD も使える中で、これをやるのにいくらお金がかかるのかというのもありますよね。

本当に莫大な金をかけて、なんにも見ないとか、ライブでっていっても暇な人でなければなかなか見られないよね。

多分、うちは農家だから、そんなに議員を辞めたあとも、ライブ中継は見る暇がないかなと思いますので、DVD とういう形をとっているにも関わらず借りに来ない。

足腰が悪い人が傍聴に来られないから、ライブにしてくれれば良いんだという人もいるかもしれませんけれども、やるのには全然私はやってもらっても構わないんですけど、どのくらいのお金がかかるんですか。聞いたことあります。

○委員長（山崎　仁君）　いま日置委員からも同様な話だったんだけれども、私は議会中継は大いにやるべきだという話が出ればまず１つだと思う。

その次に、議会中継はしたいんだけれども、環境が整っていないとか、音響の設備が問題があるとか、多額な費用が必要、よってこれは検討課題と、こういう考え方は有り得ると思う。

だから中継をする意思はあるんだけれどもできないのか、これがあるからできない、いわゆる費用がかかるからできないと言ってしまうのか。

もう１回言います。議会中継は大いにしたいんだと。

議会は望むところなんだけれども、理事者側に言ったら予算がかかるからダメだと。

だから意欲はあるんだというのか、議会側が気を使って金がかかるからできませんという結論を出すのか、どっちなんですかということです。

議会としては、中継する意思は１２０パーセントあるんです。

しかし環境が整ってないのと、それから予算がかかるので、いましばらくお待ちくださいというのも１つの考えだなというふうに思うんですけど、いかがですか。

いま日置委員から発言があったように、議会中継を大いにしてもらうべきだ、大いにしても構わないよというご意見は、皆さんは共通で持ってらっしゃいますか。

これも１人ずつ発言いただきますか。

岸委員、いかがですか。

○１番（岸　徹也君）　先程、日置委員の内容と重複する部分になるんですけど、私も議会中継はすべき。

しかし課題が多いという部分、費用の面も含めて、そういう考えでおります。

○委員長（山崎　仁君）　他、いかがですか。

暫時休憩いたします。

休憩　１６：１０
開議　１６：２４

○委員長（山崎　仁君）　休憩を打ち切り、開議いたします。
　議会中継については、町民の中にも要望はあるようであります。
　議会としても積極的にそれに取り組むということでは、全会一致で了解をもらったわけですけれども、そのご、環境については、通信環境、それから音響機器も含めた放送機材の部分、それは当然、理事者側との協議も必要になってまいります。
　できることとできないことがおそらく出てくると思いますので、議会としては中継をしたいとは考えますけれども、実現するかどうかは、もうしばらくかかるということで、そういうおさえ方でよろしいですか。
（「はい」の声あり）
○委員長（山崎　仁君）　では議会中継については、そのような考え方で。
　あと町民会議、住民会議、これまでやってきた経過を踏まえて、こうあるべきだという考えがあれば、お知らせをいただきたいと思います。
　住民会議については、それぞれ要望に応じて適時開催をしてきた例もありますので、これについては、皆さんいかがですか。
　このまま継続ということでよろしいですか。
（「はい」の声あり）
○委員長（山崎　仁君）　町民会議でありますけども、町民会議は年１回以上開催をするという規定をしておりますけども、テーマ、内容がどうなのかということでは毎回苦慮をしているのも実際であります。
　加藤委員。
○３番（加藤三明君）　内容的なことについて思いがあるんですけれども、いままではこちらの方からテーマを決めまして、それを町民に投げかけて、そうしても参加が少ないということは町民の興味のないことは参加しないのかなという、私なりに思っているんですけれども、それをちょっと方法を変えまして、町民の方からある程度の期間にどういうようなテーマで取り組むかという、そういう資料的なものを提示してもらうという方法も１つあるんではないのかなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。
○委員長（山崎　仁君）　町民会議は開催するということのおさえでよろしいですか、皆さん。
　いま、加藤委員から発言があったのは開催の方法についてであります。
　いかがですか。開催をするということはこれまで通りでよろしいですか。
（「はい」の声あり）
○委員長（山崎　仁君）　では年１回以上の開催をするということでは、加藤委員からの発言がありましたけれども、その件に関しては、今後の町民会議を開催するにあたっての中で案としてお伺いをしたいと思います。

５番の町民会議、住民会議の在り方については、現状通りということで継続をしていくということで決定をいたします。

更に、議会モニター制度、それからこれは町民会議、住民会議と並列かと思いますけども、街角カフェ、いわゆる議員が出掛けてお茶を飲みながら自由な意見交換をするという、街角カフェ、それから１４番の議会モニター制度、ここまでの話、案件になると皆さんのご意見はいかがですか。

先程言った、街角カフェって浦幌ですか。実施していましたけれども、今金町議会でそのような取り組みを考えるかどうか。

小川委員。

○２番（小川ひとみ君）　やはり町民との距離感というか、後援会の人達だけじゃなくて、色んな人と色んな声を町民の声を聞くのは大切ですし、開催されている様子も大変うまく行っているようですし、やはりいま一番足りないのはそういう部分での町民との距離感だと思うので、是非、私は開催するということで思っています。

○委員長（山崎　仁君）　町民会議を行い、住民会議を行い、更に街角カフェも行うという考え方。

小川委員。

○２番（小川ひとみ君）　町民会議、住民会議というとやはり、住民会議だと決まった要望ということになりますし、町民会議も距離感はあるし、ある程度、町民の意見を聞くだけで終わってしまう。街角カフェであれば、そこで自分達の思いを伝えたり、その町民との意見交換という場が作れるという意味では、全く同じではないと思いますので、そういう意見交換という場が必要だと思っています。

○委員長（山崎　仁君）　他、ご意見があればお伺いをいたします。

向井委員。

○４番（向井孝一君）　いま同僚委員から発言があったんですけれども、議会側でやるというのは重荷かなと思うので、例えば要望があった時に、そっちのほうに出かけてというのは私はありかなと思うんだけども、その辺の街角カフェ、本来は自由に討論できるようなそういう場所というのは、私も必要だと思うので、そのことに対して議会として対応ができますよというスタンスは取っていただきたいなと思いますけど。

○委員長（山崎　仁君）　いかがですか、他、ご意見があれば。

いかがですか、街角カフェについて。考え方として住民会議という仕組みと良く似た部分があるのかなという気がするんですよ。

ですからカフェ、こちらからいつ街角カフェをやるというよりも、いま言われたような声をかけていただいたら、議員は出向きますよということでも、取り組みとしてはできるわけですよね。

まず街角カフェって、まずどこのカフェでやるかってこともあるし、そういうのも全て考えていくと準備が必要だなという。

取り組もうとここで決めるのか、そうでないのかということ。

いままでもこのことをずっと調査してきましたから、やるかやらないかはきょう結

論を出していただきたいというのは、委員長の本音です。

あまりにも継続することが多すぎたら、何でいままで期限をきってやってきたのという話になります。

小川委員。

○２番（小川ひとみ君）　場所的にはカフェでなければいけないんじゃなくて、どこでも町民センターでもどこでも、こちらが場所を作って、時間を作って、その中で皆さん来てくださいという形で、そこでの距離感だと思うんですね。

町民会議の時にも言われたんですけど、要望をいただければいつでも行きますよということは、議会側から言ったんですけど、そうじゃなくって、議会の方から歩み寄って町民に歩み寄っても良いんじゃないかというご意見がありました。

だからそういう要望に応える形として、良いんじゃないのかなって思うし、やっぱり開かれた議会とか、色んな情報の正しい公開というか、理解をしてもらうという場でもあると思うので、そういうものはどういう形でも、そんなに難しいものではなくて、インスタントのものでも良いですし、そういうものではなくて、場があってそれを議会が作った場だということが、私は重要だと思います。

○委員長（山崎　仁君）　他、ご意見があればお伺いいたします。

村上委員。

○８番（村上忠弘君）　街中カフェだとかも良いんですけど、いままでと同じく住民会議、相手方が議会に対して必要だということで、来てくれということでやる方が逆にこちらもやりやすいのかなと思うし、逆に住民会議の方が堅苦しくなく意見交換もできるということで、あえて街中カフェだとか、そういうことは別によろしいのかなと思っております。

○委員長（山崎　仁君）　他、ご意見ありませんか。

この件については、課題整理の中では取り上げていなかったことであります。

しかし、せっかく視察をしてきたので、街角カフェ、森町でも取り組みをしていたようなので、いまここで課題として取り上げていますけど、取り組まないのであればこのまま何もなかったことになります。

今後、住民会議、町民会議という会議の中で、その可能性を探るようなことを発言していただければ、今後の展開の中では有り得ることかなというふうに思いますから、今回の答申の中にはこれは盛り込まないということでよろしいですか。

そういうことで、いま発言された方は、今後において町民会議、住民会議の中で、開催についての中で、ご意見をどんどん出していただければと思います。

よろしいですか。

徳田委員。

○６番（徳田栄邦君）　盛り込まないというふうに決めるのは良いと思いますけども、私は議員として必要だと思うんですよ。

ですからこれから何人の方に声をかけて、私は自分でやろうとしています。

それは制限されますか。

○委員長（山崎　仁君）　議長いかがですか、いまの話は。
　いま徳田委員の発言に対して。議会としてどうですか。
　議長。
○議長（村瀬　廣君）　いま街角カフェを我々も視察をしてきて、森町も取り組んでいると聞いてきました。
　先程から色んな意見の中で、我々町民会議、住民会議を持っていますよね。
　住民会議、町民会議の中だったかもしれませんが、いままでは要望があればということでやっていましたけども、その中の町民の意見の中にそれもあるかもしれないけども、議会側から色んな意見交換、懇談したいと歩み寄ってくることも大事だという意見がありました。
　そのことを考えた時に、名称は変わっても住民会議の中できっちり私はこちら側から呼びかけをして、色んな意見交換なりしませんかという呼びかけを、受け身じゃなくてこちらから出向いて行くということが大事だと思います。
　そういったことを皆さんで協議して、住民会議はこれからもあると思いますけども、中身としては街角カフェみたいなことを、こちらから町民に声掛けをして、お茶を飲みながら意見交換をしませんかとか、そういった取り組みは皆さんの気持ちにあればできるかなと思います。
○委員長（山崎　仁君）　徳田委員、いまの問いをもう１度議長に。
　徳田委員。
○６番（徳田栄邦君）　なかなか全体でまとまるということは難しいと思うんですよね。
　それで私は議員個人として、個人の資格でもって町民の皆さん方とざっくばらんに、お茶コンというわけではないですけども、そこか街中の場所を借りて、お茶を飲みながら雑談でも良いし、世間話でも良いから、相談なんて受けることできませんからね。
　とにかく議員の皆さん方と、ざっくばらんに雑談をする場所を設けましたので来てもらえませんかという、そういう形で進めたいと思っています。
　ですからそれは、議会としては街角カフェというのはやらないということであるけども、個人としてそういう場所を作ってやることは構いませんかということを皆さん方に聞いているんですよ。
○委員長（山崎　仁君）　議長。
○議長（村瀬　廣君）　私はそれは議員それぞれ、議員活動の中での活動だと思いますので、別に悪いということはありません。
　そういった気持ちでみんなが取り組めば、町民との距離感は迫ってくる、狭まってくるかなと思います。
　決して悪いことではないと思います。
○委員長（山崎　仁君）　先程、委員会としては答申に盛り込まないと言ったのは、制度として街角カフェを議会の制度として、ここでは答申の中に入れないということであって、個人的に、いわゆる議員活動の中で街角カフェをやる、この街角カフェという言葉を使うのが良いのか、懇談会が良いのか、お茶コンが良いのか、何か良いか分

かりませんけれども、議員個々が取り組むことは何ら問題はないんだろうというふうに思います。

逆に言うと、いままでそういうことをやってきているでしょう。

そういう場面を持って、それぞれが、議員個々が。

であれば、あえてここで答申に盛り込まなくても、個人の問題ですから、議員個々の問題。

議会が制度として作るのであれば、これはもう議会としてのぼりも作って、何か例があるようですけど、そこまでやるのであれば議会の皆さんの合意が必要ですけれども。

という考え方でまずよろしいですか。

街角カフェについては、議会としては制度として盛り込まないけども、個々としては大いにやって下さいということ。

それではちょっと街角カフェとは違うんですけど、議会モニター制度、このことをどう取り組んで行くか。もしくは取り組まないのか。

考え方があればお知らせください。

向井委員。

○４番（向井孝一君）　モニター制度については、浦幌、芽室、両町で積極的にこの制度を使って議会の活性化、それから色んな意味で議会活動に対する評価をいただきながら勉強しているという話を聞きまして、今金町もやはり北海道で２番目に基本条例を作った町として、色んな住民会議、町民会議はやっているんだけれども、本当にこのことが町民に対して、先程から言われているように、開かれた議会として受け止められているかどうかという観点から考えると、私はこの制度はきちんと作って、大いに発信してもらうということで、私は積極的に取り入れるべきだと思います。

○委員長（山崎　仁君）　そう相当な時間が経過しておりますけれども、このモニター制度をどうするかということで結論を出したあとは、前回、前々回協議をしていただいた議会図書、議会事務局の在り方であります。

これもこちら側に考え方をまとめろということでは、一任されているというふうに理解をしていますので、残ったのはこの議会モニター制度であります。

きょう、この結論は時間的には無理なような気もしますので、以前お示しをしていたように、１２月１日、１３時３０分から、最後のまとめの委員会を開催をし、そこで決定をさせていただきたいと思います。

ここまで議員定数からここまでの部分については、これから報告案を事務局、正副委員長で作成をいたします。

それも併せて１２月１日にお示しをいたしますので、このモニター制度の部分だけ協議をいただきます。

こういう進めでよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（山崎　仁君）　それでは向井委員からご意見をいただきましたけれども、他

の委員からも議会モニター制度についてのご意見をいただきながら、次回は協議を進めて行きたいと思います。

よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○委員長（山崎　仁君）　それでは報告案を作ることを正副委員長、事務局に一任いただけますか。

（「はい」の声あり）

○委員長（山崎　仁君）　それでは正副委員長、事務局にて報告案を作成をさせていただきます。

その他、皆さんから何かありませんか。

向井委員。

○４番（向井孝一君）　その他の部分で、各諮問委員会から撤退をしたわけですけども、しかしながら色んな内外からどうして今金町議会はそこまでするのかっていう意見。

その中には、農林振興会議の我々が退任する時にかなりきつい意見も２、３人の方からいただいております。

それで議会として本当に農林振興をどう考えるのかということも問われたわけです。

やはりそのことを考えた時に、一番心配するのは前回、前々回に徳田委員の方からも会計監査についてどうするんだと。

それからこの次の選挙については、現職の農業委員が立候補する可能性がないわけではない。

じゃあ、議会として農業委員をどうするのとなった時に、私はこれも大きな問題に繋がると思っていますので、その辺をもうちょっと審議する時間を割いていただきたいと思います。

○委員長（山崎　仁君）　行政委員の就任についてのことだと思いますけど、それでよろしいですか。

○４番（向井孝一君）　はい。

○委員長（山崎　仁君）　これは皆さんそれぞれご意見があるかもしれませんけれども、当時、行政委員の就任については議運で協議をし、決定をし、実行してまいりました。

それぞれご意見はあろうかと思いますけど、決定したことに従って行動を起こしているわけですから、そのことをもう１度テーブルに乗せるのが良いのかどうかも含めて、皆さんに協議をいただきたいと思います。

いかがですか。あの当時は全会一致で就任を辞退するということで決定させていただいたんだというふうに思っています。

議長、そこはいかがですか。

議長。

○議長（村瀬　廣君）　私の記憶では、色んな意見もありましたけれども、最後は全会一致で向かうということで、決めさせていただいたと思っています。

その流れでいま来ています。

○委員長（山崎　仁君）　それをもとに議長は理事者とそのことも打ち合わせをし、了解をもらって実行しているということですね。

徳田委員。

○６番（徳田栄邦君）　実は昨日、例月監査がございまして代表監査委員と話をしたんですけれども、法定以外の委員を辞職するというふうになっているんですよ。

それで自治法からいきますと、今回の改正によって３２年から、法では置かないことができるという、議選の監査委員を選任しなくても良いですよという法律改正になったものですから、法定外になってしまうんですよ。

それで昨日もちょっと話したんですけども、いまの管内の情勢等を考えると、いきなり議選の監査委員を置かない町村というのはおそらくないだろうと。

管内おそらくいままで通り、議選の監査委員を置くことになると思うということから、今金町としても、議長と代表監査委員と理事者と３者でもってこの問題について来年度、３０年度中に話し合いの場を持って結論を出していただけませんかというふうに、そういう代表監査委員と私と事務局でそういう意見になったので、今度は法以外になってしまうものですから、そこでじゃあ、基本条例でいっていることに反することになりますわね。

議会から監査委員を選出するということは。だからその辺を含めて、来年度中にこの問題を特別委員会を作って、いまの向井さんの言われるように、じゃあ、農業委員はどうするんだという、それらも含めて来年度いっぺん話し合う特別委員会を議長にお願いをして作ってもらったらいかがですか。

○委員長（山崎　仁君）　いま徳田委員から発言があったのは、議会推薦の監査委員が、今後どうなるかということであって、向井委員がおっしゃったのは、それの前に委員の就任を辞退すると言った話だと思うんですよ。

ちょっと話は分かれている。

徳田委員。

○６番（徳田栄邦君）　今度は法以外になりますから、任意ですから同じことだと思うんですよ。

これも辞退しなければならないんですよ。基本条例からいくと。

そうなった場合に、理事者が議会からも選任したいと言ってきて時に、じゃあ、できないからと言って断るということになってしまいますわね。

そういうふうになりませんか。

○委員長（山崎　仁君）　私が言ったのは、向井委員が発言をしたのは、いままで辞任をしてきた人の話をしている。

○６番（徳田栄邦君）　だから今度も、いままで議選の監査委員であったものが今度は議会で受けられなくなりますよね。

○委員長（山崎　仁君）　いままで委員の就任を辞退してきたものは、前回、議運で協議をし、皆さんの意見をもらって辞退をした。

○６番（徳田栄邦君）　だからそれは分かります。
○委員長（山崎　仁君）　これは１回協議が終わっていることなんです。
○６番（徳田栄邦君）　だからそれは分かります。
○委員長（山崎　仁君）　協議が終わっているものと、それからいま課題になっているものと、私は分けた方が良いと思う。
　いままで解決してきた問題と、これから出る問題を一緒に協議をしたらごっちゃになってしまう。
○６番（徳田栄邦君）　だから、そうした場合に、そしたら議選の監査委員だけ法定外であっても分けて受けるという結論を出した場合に、基本条例からいくと相反することになりますよね。
　だからそういう問題も起きてくるんだから、そのついでにじゃあ、前の分についてももう１度皆さん方で話し合いませんかっていう、そういう場を設けることが必要でないかと私は言っているんですよ。
○委員長（山崎　仁君）　これは特別委員会を設置するとかって言ったら、議長の判断ですから、ただ、私が言っているのは当時議運で協議をして、全員にお示しをし、辞退を決定したというその経過の中にいたものとすれば、それをまたここでもう１回蒸し返すのかって話。もう結論は出ている話。
○６番（徳田栄邦君）　ここの場で議論すれと言っているわけでないですよ。
　新しいそういう場を設けることが必要ではないですかと言っているんです。
○委員長（山崎　仁君）　それは議長がどう判断するか分かりませんけれども、私はあの時に決定をしたもの、これ２年前ですか、２年前に決定したものを全会一致で決めたものが、２年経ってからあれはダメですってもう１回戻すということになるかどうかは、私は疑問だ。
○６番（徳田栄邦君）　基本条例では見直すということになっているでしょ。
　見直してダメだということにはならないでしょ。
○委員長（山崎　仁君）　それが２年の中で元に戻すのかということ。
　最初に決めたのはどうだったんだということになりかねない。
　だから私は分けて考えた方が良いと思う。
　議選の監査委員の話があるんであれば、それをどうすうかということであって、それに絡めて以前のものが復活するということになるのかという。
　私はそれは違うと思う。もしやるとしても向井さんが提案したものはそれ、監査委員は監査委員、結果が同じであってもこれは１回決めたものですから、１回決めたものをこれからやるものと一緒に協議するのはならないと思う。私はね。
　議長がやるといたら別だよ。
○６番（徳田栄邦君）　でも片方は良いですよ、片方はダメですよということにはならないと思う。
○委員長（山崎　仁君）　議長。
○議長（村瀬　廣君）　いまの山崎委員長の議運の長としてこの問題に携わってきて結

論を出してきました。

その気持ちは十分分かります。しかしながら、この３２年から始まる議選の監査委員の在り方についても、いままでと違って法的に認めていないとなった場合、それが例えばですよ、いままで色んな委員に就くのを辞めたよと、だからそれも法的なものではなければやらないとするのであれば別ですけども、この分をまた新しい問題として新しい考え方で出すのであればＯＫと、議会から必要だから出しますと、もしそっちの方向に向かうのであれば、いままでのものときちんと関連性がありますから、又話合いを持たなければならないと、私はそう思います。

これは全部ダメです、法的に認められていないからダメですと言っておいて、こっちは新しい問題だけども、同じ法的に認めていないけども、これは良いでしょうということは、これは私は筋が通らないと思いますし、その問題についてはきょうは結論が出ないと思いますけども、そのことも十分みんなで話し合いを持っても良いかなと考えています。

○委員長（山崎　仁君）　議長の考えはいまのようでありますから、今後そのことについては、そういう取り組みをしていただければ良いと思います。

ただ、この特別委員会の中で課題としてここまで来ているわけではありませんから、ですから、それはもう議長にお任せをしたいと思います。

当初の予定通り、１２月に答申を出すために、１２月１日、午後１時３０分から残った議会モニター制度を協議、結論を出していただくのと、それからこれまで協議したものの報告案を皆さんにお示しをいたしますので、協議をいただきたいと思います。

よろしいですね。

（「はい」の声あり）

◎閉会の宣言

○委員長（山崎　仁君）　それでは本日の特別委員会はこれをもって閉会といたします。

どうもご苦労様でした。

閉会　１６時５８分

署名委員

平成２９年１１月２８日

委　員　長